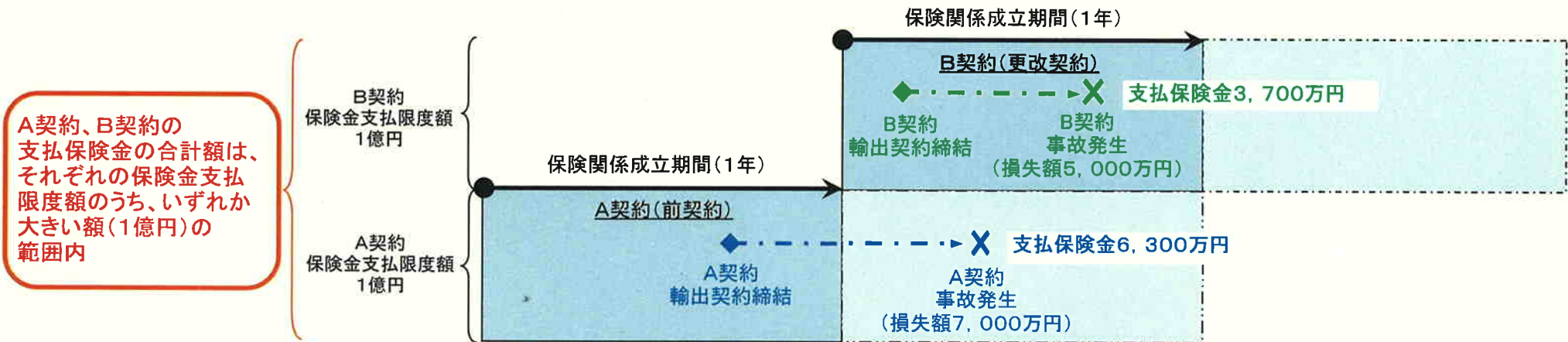


## 合算限度額規程のイメージ

### 【前提条件】

保険金支払限度額1億円として限度額設定型貿易保険(A契約)を契約していた契約者が、A契約の保険関係成立期間終了後に引き続き同一バイヤーについて、保険金支払限度額1億円として限度額設定型貿易保険(B契約)を契約した場合に、A契約の保険関係成立期間内に締結した輸出契約において7,000万円の損失、B契約の保険関係成立期間内に締結した輸出契約において5,000万円の損失が発生。



A契約、B契約の  
支払保険金の合計額は、  
それぞれの保険金支払  
限度額のうち、いずれか  
大きい額(1億円)の  
範囲内

A契約、B契約の支払保険金は、A契約、B契約それぞれの保険金支払限度額の範囲内、かつ、合計してA契約、B契約の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円の範囲内。

#### 【A契約の支払保険金】

損失額7,000万円×てん補率90%=6,300万円であり、A契約の保険金支払限度額1億円の範囲内となる。  
よって、A契約の支払保険金は6,300万円となる。

#### 【B契約の支払保険金】

損失額5,000万円×てん補率90%=4,500万円であり、B契約の保険金支払限度額1億円の範囲内となる。  
しかし、B契約の支払保険金は、A契約の支払保険金と合計して1億円の範囲内であるため、1億円-6,300万円=3,700万円となる。

以上より、A契約とB契約の支払保険金の合計額は1億円となる。